福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

ご家庭での保育の協力依頼の終了について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広島県に発出されていたまん延防止等重点措置が2022年(令和4年)3月6日に解除された後も、長期間にわたり、御家庭での保育に御協力いただき、ありがとうございます。

入園や進級など保育において重要な時期である4月を迎えることや、保護者 やお子さまに長期に御負担をおかけしていることなどを踏まえ、保育所等にお いてお願いしていました、御家庭での保育の協力依頼について、2022年 (令和4年)3月31日をもって終了することとしました。

なお,新型コロナウイルス感染症は収束に至っていない状況であり,保育所等での保育を継続するため,次のことに御協力をお願いします。

- ・お子さまや御家族の健康管理に努めていただき、風邪症状等がある場合は、 保育所等の利用を控えるよう徹底をお願いします。
- ・お子さまや同居する親族等が P C R 検査を受検することとなった場合は、 速やかに保育所等に連絡するとともに、検査結果が判明するまでは登園しないようにお願いします。
- ※臨時休園のほか、次の場合は、引き続き保育料が減免されます。
 - 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - ・保健所により濃厚接触者と判断され、自宅等での待機を指示された期間
 - ・本人又は同居の家族が、保健所又は医師の指示により新型コロナウイルス 感染症に関する検査を受ける場合の、検査日から検査結果が判明するまで の期間